

福岡県立自然公園条例施行規則（昭和三十九年福岡県規則第十八号）の一部を改正する規則

改正案	現行
<p>(公園事業となる施設の種類)</p> <p>第一条 福岡県立自然公園条例（昭和二十八年福岡県条例第二十五号。以下「条例」という。）第二条第三号に規定する規則で定める施設（以下「公園施設」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び昇降機</p> <p>七〜十一 (略)</p> <p>第十五条の二 (略)</p> <p>(特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)</p> <p>第十五条の三 条例第十七条第三項第十八号の規則で定める行為は、知事が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。）において車馬を使用することとする。</p> <p>(野生動物の生態に影響を及ぼす行為)</p> <p>第十五条の四 条例第三十一条第一項第三号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 野生動物（条例第三十一条第一項第三号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。）に餌を与えること。</p> <p>二 野生動物に著しく接近し、又はつきまとつこと。</p>	<p>(公園事業となる施設の種類)</p> <p>第一条 福岡県立自然公園条例（昭和二十八年福岡県条例第二十五号。以下「条例」という。）第二条第三号に規定する規則で定める施設（以下「公園施設」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機</p> <p>七〜十一 (略)</p> <p>第十五条の二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>